

平成28年11月22日  
改定 平成31年 1月 9日  
改定 令和 3年 7月20日

げんかい  
**玄海地域の緊急時対応  
(全体版)**

玄海地域原子力防災協議会

# 目次

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 1. はじめに                    | P.3   |
| 2. <sup>げんかい</sup> 玄海地域の概要 | P.5   |
| 3. 緊急事態における対応体制            | P.10  |
| 4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応     | P.22  |
| 5. PAZ内の全面緊急事態における対応       | P.40  |
| 6. UPZ内における対応              | P.56  |
| 7. UPZ内の離島における対応           | P.86  |
| 8. 冷却告示の対象である1・2号機に係る対応    | P.111 |
| 9. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制  | P.115 |
| 10. 緊急時Eニクリグの実施体制          | P.132 |
| 11. 原子力災害時の医療等の実施体制        | P.143 |
| 12. 実動組織の支援体制              | P.157 |

# 1. はじめに

・この「<sup>げんかい</sup>玄海地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した<sup>げんかい</sup>玄海地域原子力防災協議会において、九州電力(株)<sup>げんかい</sup>玄海原子力発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体や国等の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「げんかい地域原子力防災協議会」を設置することとし、げんかい玄海地域においても「げんかい玄海地域原子力防災協議会」が設置された。

げんかい玄海地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

## 構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)  
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官  
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官  
内閣府大臣官房審議官(防災担当)  
警察庁長官官房審議官  
総務省大臣官房総括審議官  
消防庁国民保護・防災部長  
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)  
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官  
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官  
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官  
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)  
環境省大臣官房審議官  
防衛省大臣官房審議官  
佐賀県副知事  
長崎県副知事  
福岡県副知事

## オブザーバー

げんかいちよう  
玄海町  
からつし  
唐津市  
いまりし  
伊万里市  
まつうらし  
松浦市  
させほし  
佐世保市  
ひらどし  
平戸市  
いまし  
壱岐市  
いとしまし  
糸島市  
きゆうしゅうでんりよく  
九州電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置

## 2. <sup>げんかい</sup>玄海地域の概要

- げんかい  
➤ 玄海原子力発電所は、九州電力(株)が佐賀県東松浦郡玄海町に設置している原子力発電所である。
- げんかい  
➤ 玄海原子力発電所は、昭和50年10月に1号機の営業運転を開始。昭和56年に2号機、平成6年に3号機、平成9年に4号機の営業運転を開始している。なお、1号機については、平成27年4月、2号機については、平成31年4月をもって廃止となった。

## げんかい 九州電力(株)玄海原子力発電所について

ひがしまつうらぐんげんかいちょう  
(1) 所在地 佐賀県東松浦郡玄海町

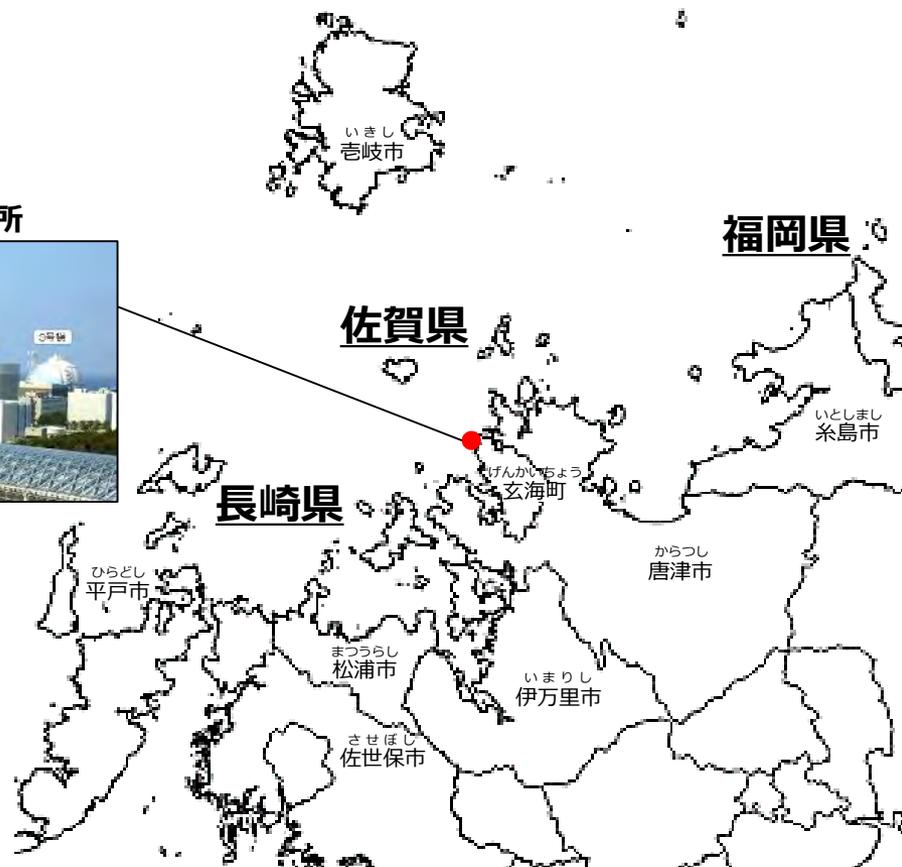
(2) 概要

1号機 : 55.9万 kW ・ PWR  
2号機 : 55.9万 kW ・ PWR  
3号機 : 118万 kW ・ PWR  
4号機 : 118万 kW ・ PWR



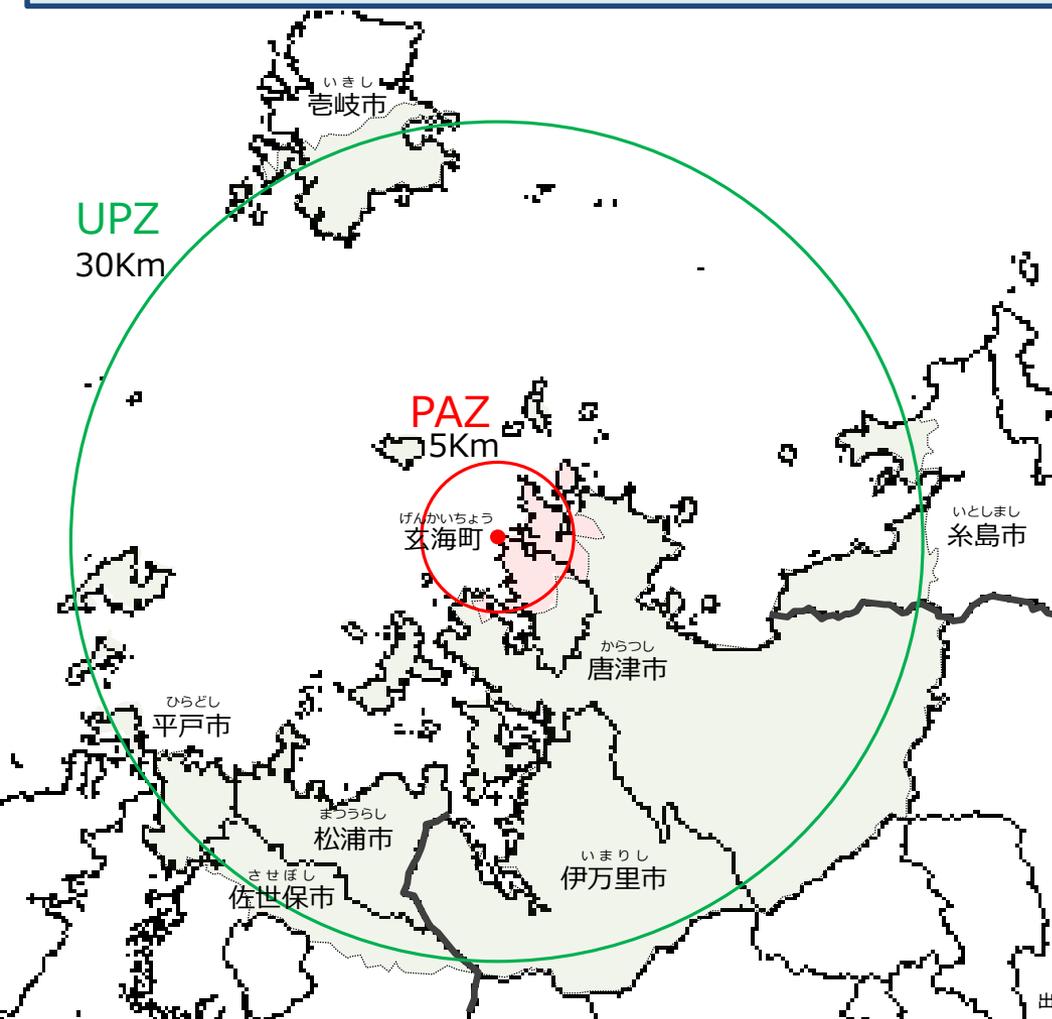
(3) 着工／運転開始／経過年数 (令和3年7月現在)

1号機 : 昭和46年 3月／昭和50年10月／ 45年  
(平成27年4月をもって廃止)  
2号機 : 昭和51年 6月／昭和56年 3月／ 40年  
(平成31年4月をもって廃止)  
3号機 : 昭和60年 8月／平成 6年 3月／ 27年  
4号機 : 昭和60年 8月／平成 9年 7月／ 24年



# 原子力災害対策重点区域の概要

- 佐賀県、長崎県及び福岡県の地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 玄海地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は佐賀県玄海町及び唐津市、UPZ内は3県の7市1町にまたがる。
- 冷却告示の対象である1・2号機に係る原子力災害対策重点区域の概要については、P112参照。



## <概ね5km圏内>

**PAZ** (予防的防護措置を準備する区域) :  
**Precautionary Action Zone**

⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

**1市1町 (玄海町、唐津市) 住民数 : 7,385人\***

## <概ね5～30km圏内>

**UPZ** (緊急防護措置を準備する区域) :  
**Urgent Protective Action Planning Zone**

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

**7市1町 (佐賀県玄海町、唐津市、伊万里市、  
長崎県松浦市、佐世保市、平戸市、  
壱岐市、福岡県糸島市)**

**住民数 : 241,578人\***

※佐賀県、長崎県：令和3年4月1日現在、  
福岡県：令和3年3月31日現在

# 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は7,385人、UPZ内人口は241,578人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で248,963人※。

関係市町名		PAZ内		UPZ内		合 計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
佐賀県	げんかいちょう 玄海町	3,328人	1,282世帯	2,026人	690世帯	5,354人	1,972世帯
	からつし 唐津市	4,057人	1,648世帯	115,284人	49,452世帯	119,341人	51,100世帯
	いまりし 伊万里市			53,734人	23,544世帯	53,734人	23,544世帯
小 計		7,385人	2,930世帯	171,044人	73,686世帯	178,429人	76,616世帯
長崎県	まつうらし 松浦市			21,922人	10,086世帯	21,922人	10,086世帯
	させぼし 佐世保市			9,339人	3,671世帯	9,339人	3,671世帯
	ひらどし 平戸市			10,188人	4,664世帯	10,188人	4,664世帯
	いきし 壱岐市			14,292人	6,331世帯	14,292人	6,331世帯
小 計				55,741人	24,752世帯	55,741人	24,752世帯
福岡県	いとしまし 糸島市			14,793人	6,293世帯	14,793人	6,293世帯
小 計				14,793人	6,293世帯	14,793人	6,293世帯
合 計		7,385人	2,930世帯	241,578人	104,731世帯	248,963人	107,661世帯

※佐賀県、長崎県：令和3年4月1日現在、福岡県：令和3年3月31日現在

- 平成27年国勢調査によると、<sup>げんかいちょう</sup>玄海町及び<sup>からつし</sup>唐津市全体での他地域からの昼間流入人口は、約8,300人／日。
- 平成28年経済センサスによると、九州電力関連企業を中心に413事業所、約4,400人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が運行するバスを通勤手段としている。

	他地域からの 流入人口	他地域への 流出口	差引増△減
<sup>げんかいちょう</sup> 玄海町	2,106人	1,122人	984人
<sup>からつし</sup> 唐津市	6,146人	10,384人	△4,238人

出典：平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計（総務省統計局）

PAZ内対象地区	事業所数	従業員数
<sup>げんかいちょう</sup> 玄海町	172	2,810人
<sup>からつし</sup> 唐津市 <sup>ひぜんまち</sup> (肥前町) <sup>ちんぜいまち</sup> (鎮西町) <sup>よぶこちょう</sup> (呼子町)	241	1,544人
合 計	413	4,354人

出典：平成28年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

# 3. 緊急事態における対応体制

# 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL (※1))

- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- ▶ 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内  
～概ね5km

施設敷地緊急事態要避難者 (※3) の  
避難・屋内退避の準備開始

施設敷地緊急事態要避難者 (※3) の  
避難開始・屋内退避

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

UPZ内  
概ね5km～30km  
(※4)

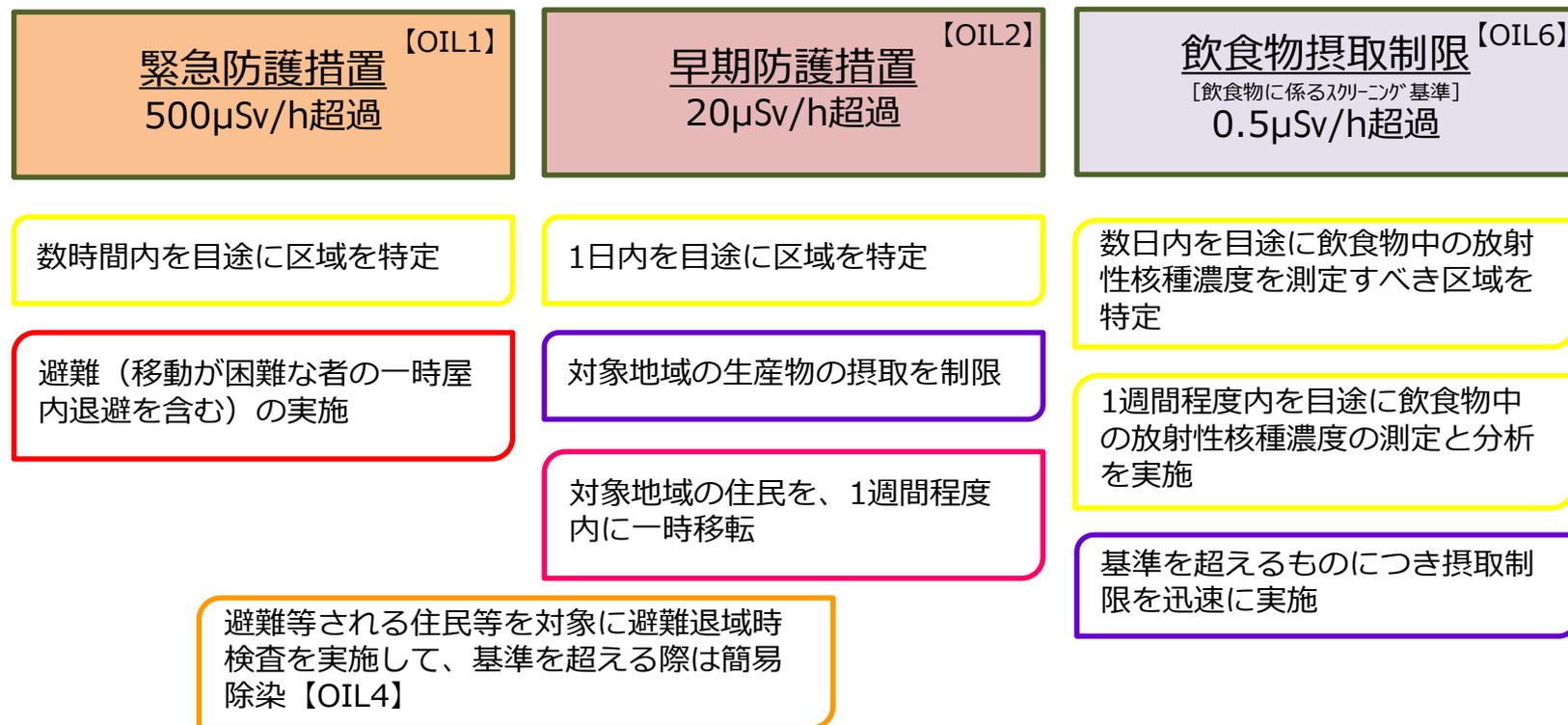
屋内退避の準備

屋内退避

UPZ外  
概ね30km～  
(※5)

- (※1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル  
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準
- (※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (※3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であつて、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。  
イ 要配慮者 (災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。) (口又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの  
ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者  
ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者  
(注) 令和3年6月2日の原子力規制委員会で示された原子力災害対策指針の改正案
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



UPZ外  
概ね30km~

UPZ内と同じ

(※) OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル  
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

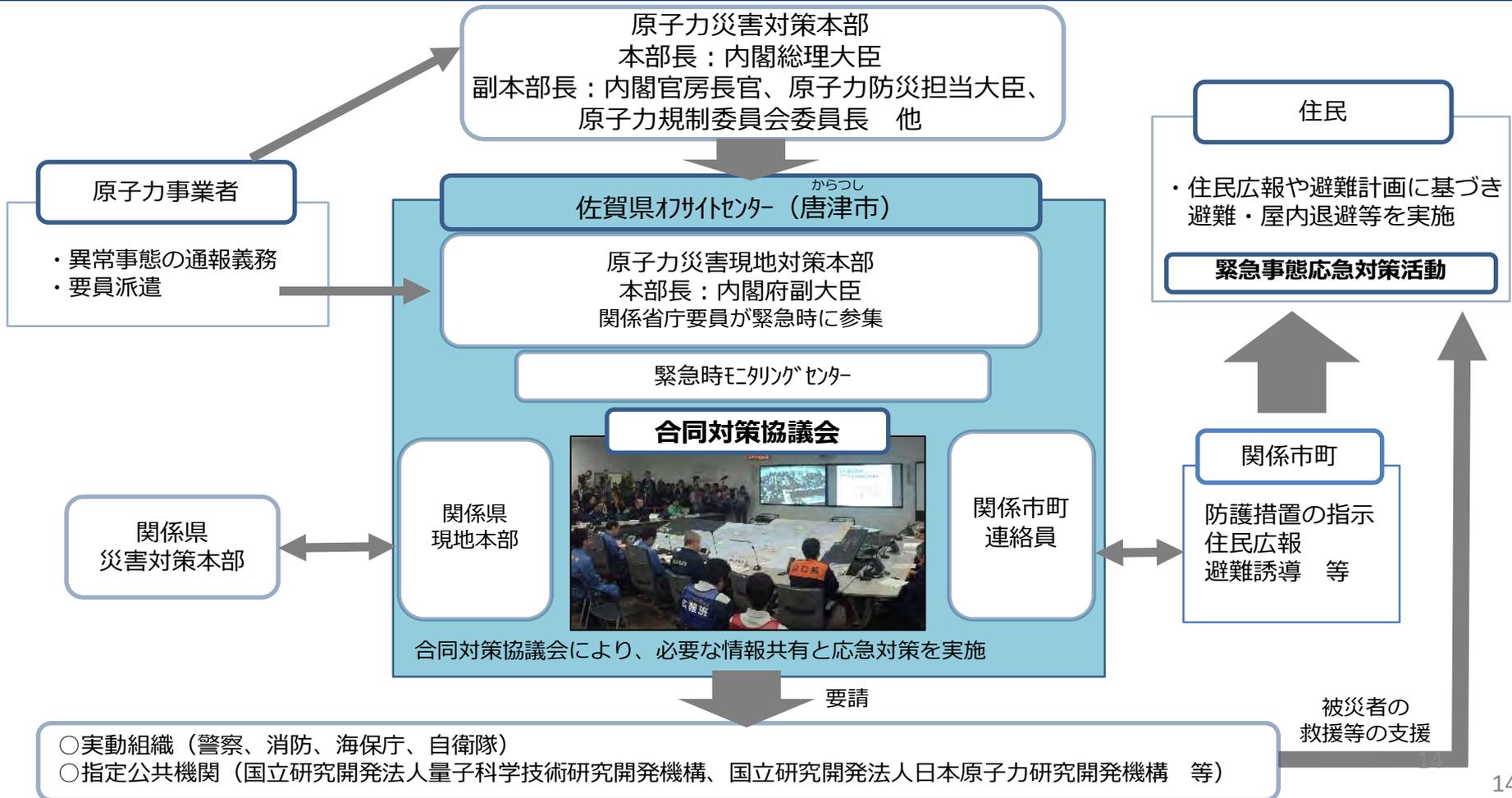
# 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の対応体制

- 佐賀県、玄海町、唐津市及び伊万里市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 長崎県、福岡県及び関係市町(玄海町、唐津市及び伊万里市を除く)は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市町の災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



# 国の対応体制

- げんかいちょう
- ▶ 玄海町において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、佐賀県オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
  - ▶ 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部に移行し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
  - ▶ 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
  - ▶ 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



# 国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100人程度の国の職員等を佐賀県オフサイトセンター及び佐賀県、長崎県、福岡県に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

## <具体的な移動及び輸送支援の仕組み>



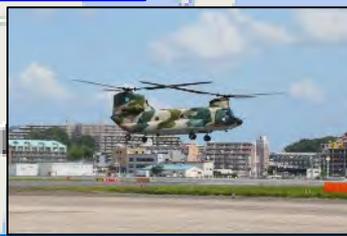
いづれの空港を経由するかは、状況に応じて判断する

①環境省・内閣府～入間基地  
輸送車両の先導（警察）約1時間

②入間基地～佐賀空港  
輸送機（自衛隊）約2時間

③佐賀空港～佐賀県オフサイトセンター  
近傍の場外離着陸場  
HJ（自衛隊）約20分

オフサイトセンターへの派遣（自衛隊、警察による輸送支援の一例）  
環境省・内閣府～入間基地～佐賀空港～佐賀県オフサイトセンター  
※平成15年度原子力総合防災訓練の想定を参考  
※平成29年度原子力総合防災訓練では福岡空港を利用



# オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- 佐賀県オフサイトセンターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
  - ・放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。
- 電源対策
  - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。
  - ・佐賀県は、佐賀県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなどの災害対策上重要な防災拠点等に優先給油される仕組みを構築。
  - ・自家用発電機の燃料不足時には、九州電力が継続して燃料補給を実施。



佐賀県オフサイトセンター (唐津市)  
(発電所からの距離約13km)

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

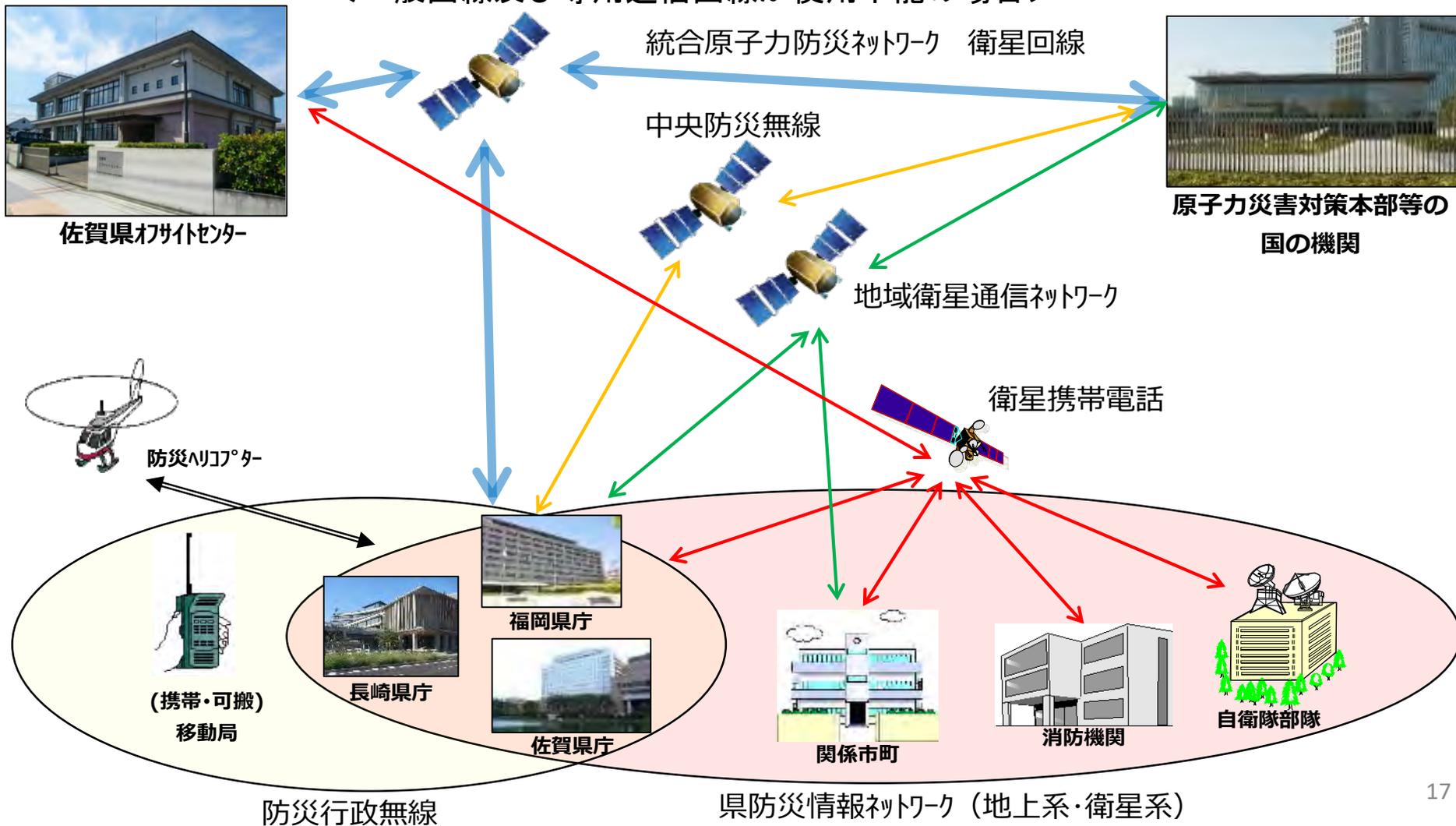
玄海原子力発電所の代替オフサイトセンター

- 佐賀県庁 (佐賀市) : 約52km  
(自家用発電機を整備、3日間稼働)
  - 長崎県庁 (長崎市) 【調整中】 : 約85km  
(非常用電源設備を整備、3日間稼働)
- ※距離はいずれも発電所からの直線距離

# 連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



# 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町にその内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

## ＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞

住民

情報伝達

関係県、関係市町

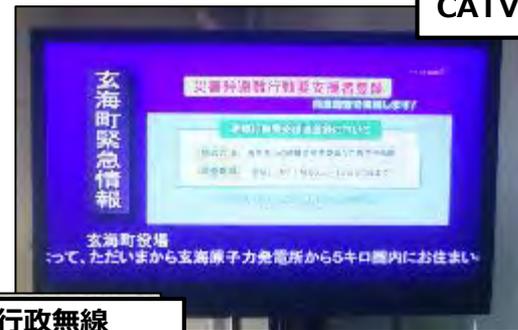
TV会議等を活用し迅速に情報伝達

原子力災害対策本部  
(首相官邸)

防災行政無線 (戸別受信機)  
※文字表示機能付きの例



CATV



防災行政無線  
(市町からの発信)



防災行政無線  
(屋外拡声子局)



広報車



# 観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等により観光客等一時滞在者に情報を伝達(P18と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

## 【緊急速報メールサービス(イメージ)】

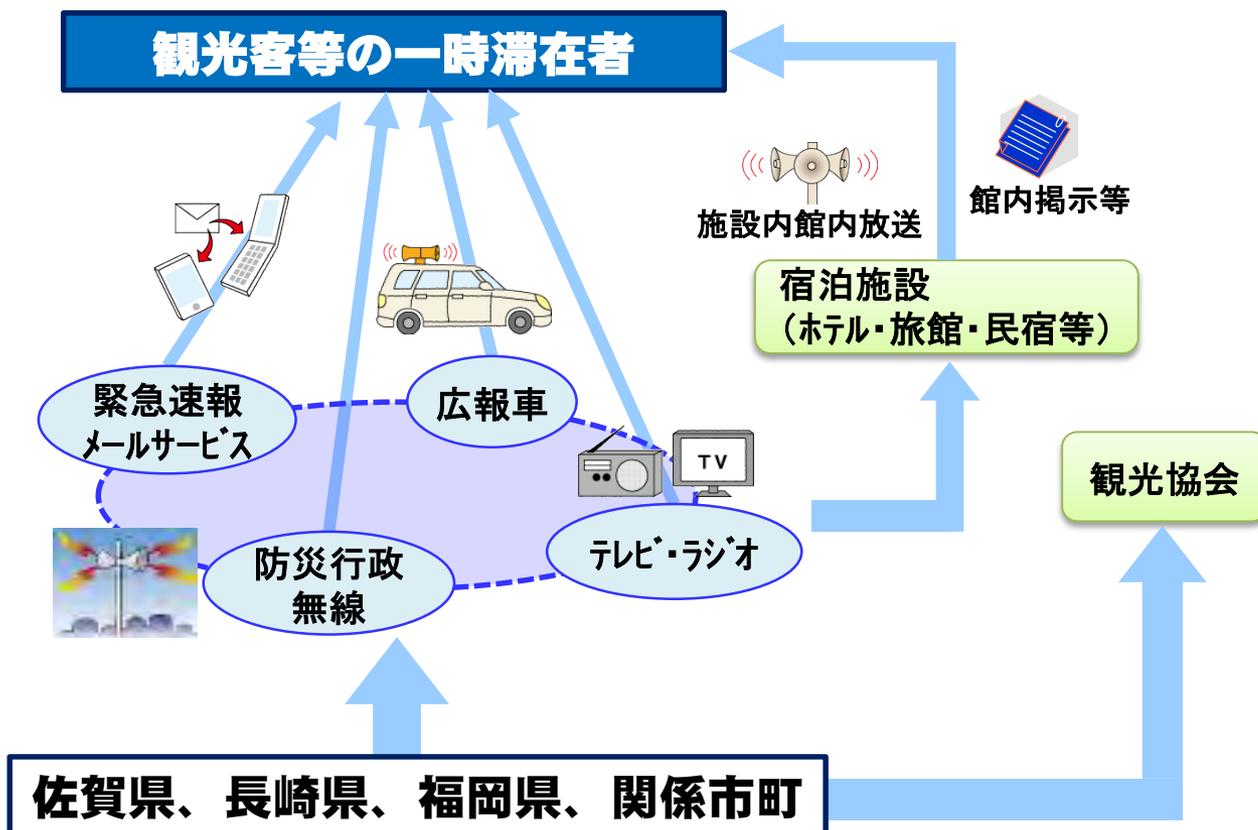
### 受信メール

20〇〇/〇〇/〇〇 〇〇:〇〇

#### 緊急情報

(〇〇市・町)からのお知らせです。  
先ほどの地震による影響について、玄海原子力発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、避難等の準備をするため、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。

(〇〇市・町)

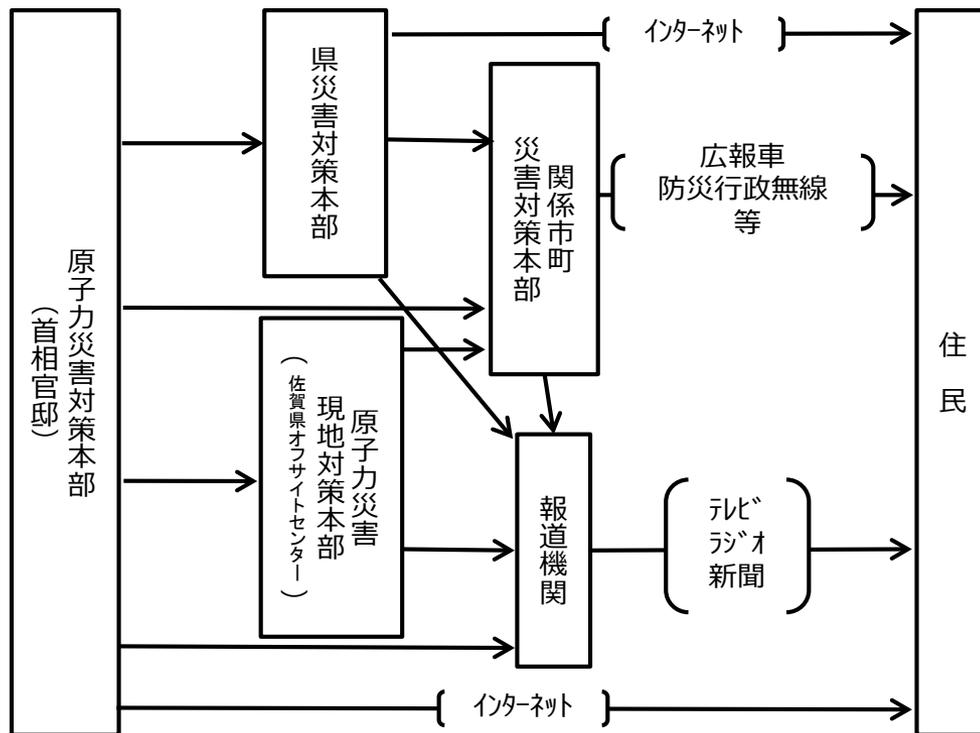


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、佐賀県オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

## 【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

## 【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

## 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町における対応

- ▶ 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

## 国における対応

- ▶ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- ▶ 佐賀県ワサレセンターでは、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の問合せ対応を支援。

## 原子力事業者（九州電力）における対応

- ▶ 原子力事業者（九州電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

## 住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要    | ⑤住民等がとるべき行動     |
| ②事故の状況と今後の予測    | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況      |                 |



## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

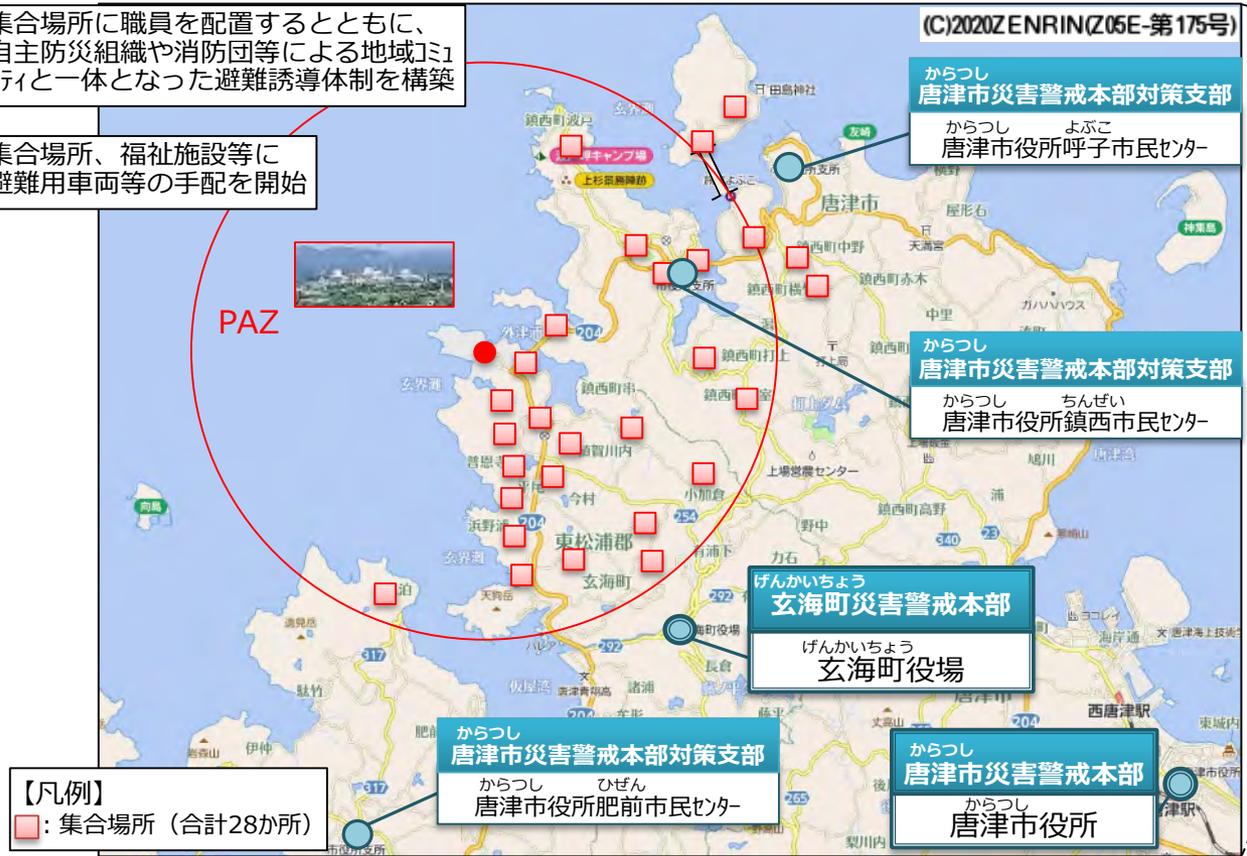
### ＜対応のポイント＞

1. 施設敷地緊急事態要避難者（医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者）について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校・保育所の児童・生徒等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童・生徒等について移動手段を確保し、避難を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、集合場所、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

- ▶ 佐賀県は、警戒事態に至った段階で、佐賀県庁に災害警戒本部を設置し、約50人の要員が参集。
- ▶ 玄海町は、警戒事態に至った段階で、玄海町役場に災害警戒本部を設置し、約110人の要員が参集。
- ▶ 唐津市は、警戒事態に至った段階で、唐津市役所に災害警戒本部を設置するとともに、PAZを管轄する肥前市民センター、鎮西市民センター、呼子市民センターにそれぞれの対策支部を設置。災害警戒本部及び3つの対策支部あわせて、約210人の要員が参集。
- ▶ 警戒事態に至った段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、佐賀県、玄海町及び唐津市は、集合場所、社会福祉施設等に避難用車両等の手配を開始。また玄海町及び唐津市は、PAZ内の集合場所(玄海町15地区、唐津市13地区)の設置準備を開始するとともに、各集合場所に避難誘導員を派遣。
- ▶ 玄海町及び唐津市は、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。

集合場所に職員を配置するとともに、自主防災組織や消防団等による地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築

集合場所、福祉施設等に避難用車両等の手配を開始



# 住民への情報伝達

- ▶ 玄海町及び唐津市は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民に情報を伝達。また、PAZ内避難の対象となる28か所の集合場所へ派遣された各市町の職員は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、各市町と情報を共有。
- ▶ 玄海町及び唐津市は、集合場所を拠点に、自主防災組織や消防団等と協力し、携帯端末や移動系防災行政無線等により、各市町と避難者の状況や避難誘導體制等、地区単位のコミュニティを活用した情報共有を実施。
- ▶ 小中学校、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町から実施。

消防団車両等による  
広報活動の実施



CATVにより各戸へ  
情報伝達



緊急速報メールサービスなどにより住民へ情報伝達



【凡例】

□ : 集合場所 (合計28か所)

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

PAZ

からつし  
唐津市災害警戒本部対策支部  
からつし ちんげい  
唐津市役所鎮西市民センター

からつし  
唐津市災害警戒本部対策支部  
からつし よぶこ  
唐津市役所呼子市民センター

げんかいちよう  
玄海町災害警戒本部  
げんかいちよう  
玄海町役場

からつし  
唐津市災害警戒本部対策支部  
からつし ひげん  
唐津市役所肥前市民センター

からつし  
唐津市災害警戒本部  
からつし  
唐津市役所

屋外にいる住民には屋外拡声子局  
屋内にいる住民には戸別受信器で、  
それぞれ情報伝達を実施



屋外拡声スピーカー



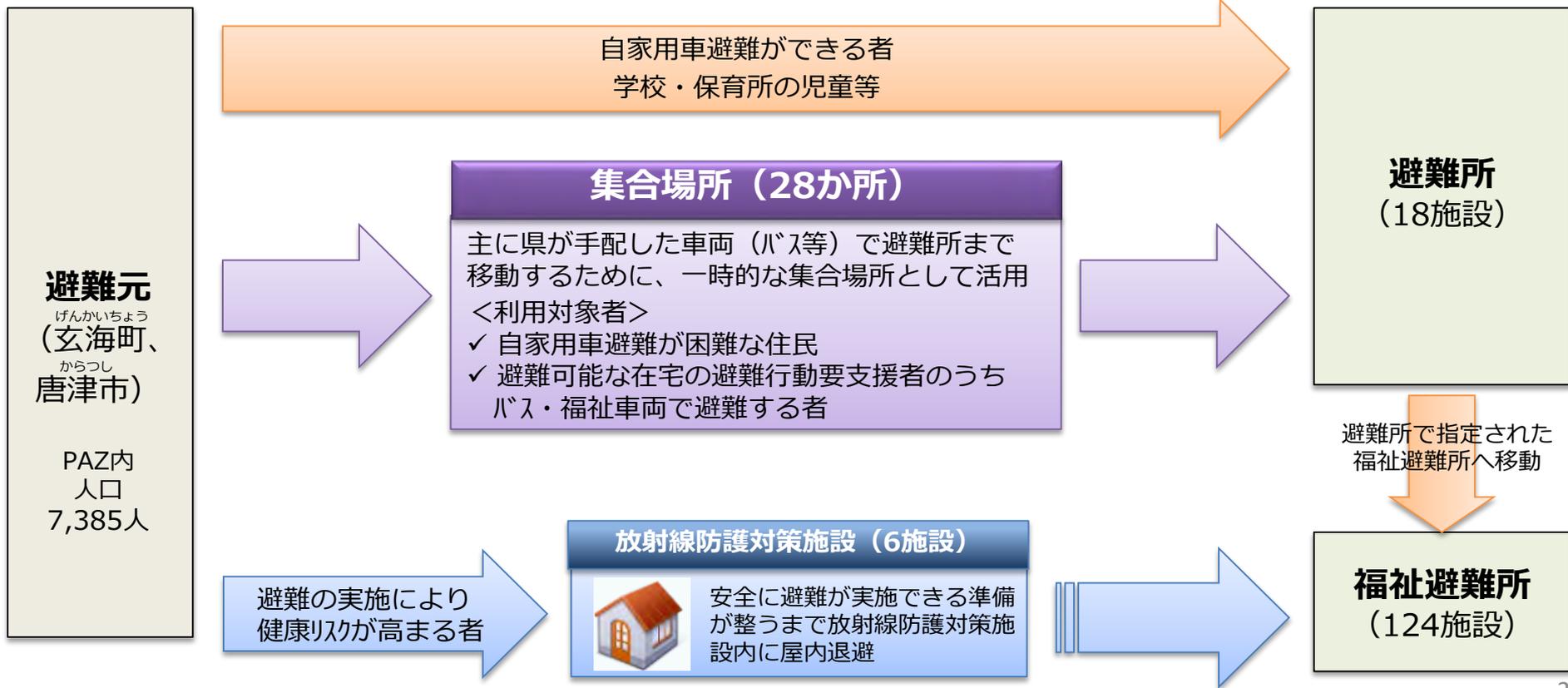
戸別受信機

各市町は、入手した情報を防災行政無線等により、各市民センター及び集合場所へ連絡



# PAZ内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、玄海町及び唐津市は、住民への広報、佐賀県に対して避難用車両等の手配依頼、避難所及び福祉避難所の開設準備を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、玄海町及び唐津市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難所への避難を開始。福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- 全面緊急事態になった場合、玄海町及び唐津市は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難所へ移動。自家用車による避難が困難な住民は、集合場所に集合し、避難所へ移動。その後、避難所から福祉避難所へ移動。



# PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

- ▶ PAZ内の小中学校の児童等(2施設、314人)及び保育所の幼児(3施設、133人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- ▶ 保護者への引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに佐賀県が「災害時における緊急輸送に関する協定」※に基づきPAZ内市町のバス会社が保有するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- ▶ 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済み。

※ 佐賀県と一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会（協力事業者26社）が、平成29年6月6日に締結

市町名	学校・保育所名称	人数		
		児童等	職員	合計
げんかいちょう 玄海町	ふたば園	73人	18人	91人
からつし 唐津市	なごや保育園	43人	17人	60人
	かべしま 加部島保育園	17人	8人	25人
	なごや 名護屋小学校	92人	14人	106人
	かいせい 海青中学校	222人	26人	248人
<b>(5施設) 合計</b>		<b>447人</b>	<b>83人</b>	<b>530人</b>

※児童等の人数については、令和2年5月1日現在。

## 警戒事態

- (1) 避難準備
- (2) 児童等の保護者への引渡し

児童等の  
引渡し

保護者が児童等を引き取り  
一部、避難準備※

## 施設敷地緊急事態

引渡しが出来なかった児童等と職員が共に県・市町  
手配のバスで指定先施設に避難。

※右のフローのうち、  
警戒事態で保護者へ  
引渡しした保育所の幼  
児については、警戒  
事態で避難準備し、  
施設敷地緊急事態で  
保護者とともに避難  
開始。

避難準備  
一部、避難開始※

## 全面緊急事態

### 避難先施設（学校・保育所が所在する地区の避難先）

ふたば園 : 小城市まちなか市民交流プラザ（小城市）  
 なごや保育園 : 老人福祉センター「別館」（江北町）  
 加部島保育園 : 白石町福富ゆうあい館（白石町）  
 名護屋小学校 : 佐賀県立佐賀農業高等学校（白石町）  
 海青中学校 : 交流センターイグル（江北町）

児童等の  
引渡し

避難開始※

**避難先施設**  
(児童等が住居している地区の避難先)

# PAZ内の医療機関・社会福祉施設の避難

- PAZ内の医療機関(1施設8人)及び社会福祉施設(7施設231人)の全てについて、避難計画を策定済み。医療機関については、入院患者の状況等をふまえ、佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定。社会福祉施設については、30km圏外の佐賀市、多久市、小城市、江北町にある施設に避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、佐賀県が受入先を調整。

## <PAZ内8施設の入所者等の避難の考え方>

### 避難元施設

市町名	施設名	施設種別	定員数
げんかいちょう 玄海町	ほった 堀田医院	医療機関	8人

計8人

### <放射線防護対策施設>

市町名	施設名	施設種別	定員数
げんかいちょう 玄海町	げんかいえん 玄海園	特別養護老人ホーム	100人
からつし 唐津市	ほうじゅそう 宝寿荘	特別養護老人ホーム	80人

計180人  
(避難の実施により健康リスクが高まる者68人)  
(それ以外の者112人)

市町名	施設名	施設種別	定員数
げんかいちょう 玄海町	グループホーム つばき	認知症グループホーム	9人
げんかいちょう 玄海町	グループホーム げんかいえん 玄海園	認知症グループホーム	9人
げんかいちょう 玄海町	高齢者向け 住宅玄海園	有料老人ホーム	10人
げんかいちょう 玄海町	宅幼老所 げんかいえん 玄海園	地域共生ステーション	5人
からつし 唐津市	グループホーム なごやか	認知症グループホーム	18人

計51人



### 避難先施設

避難先	受入見込人数
災害拠点病院(県内1施設)	8人

計8人

施設種別	市町名	受入見込人数
特別養護老人ホーム	佐賀市(3施設) 多久市(1施設) 小城市(4施設)	180人

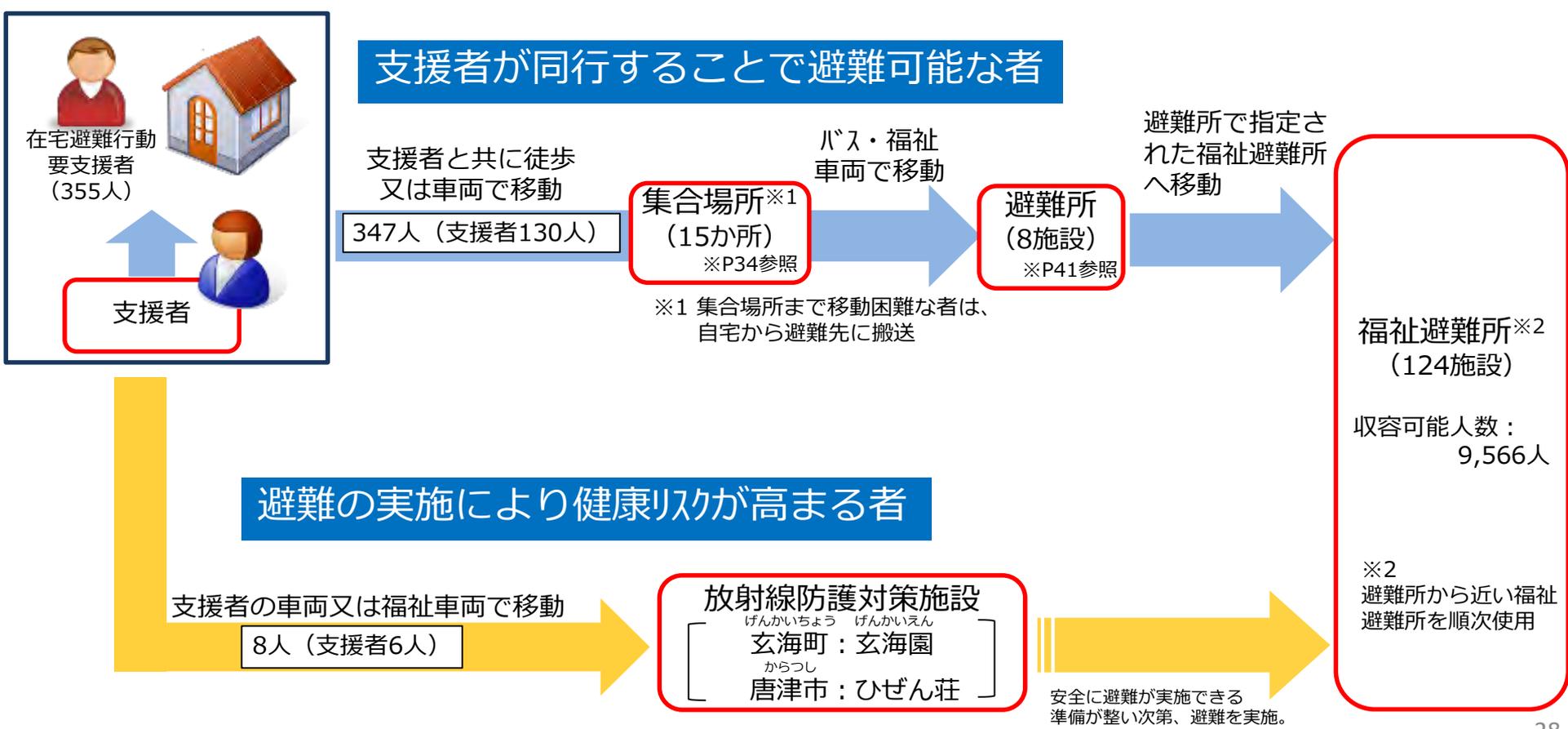
計180人

避難先	受入見込人数
避難所 佐賀市(2施設) 小城市(2施設) 江北町(1施設)	51人

計51人

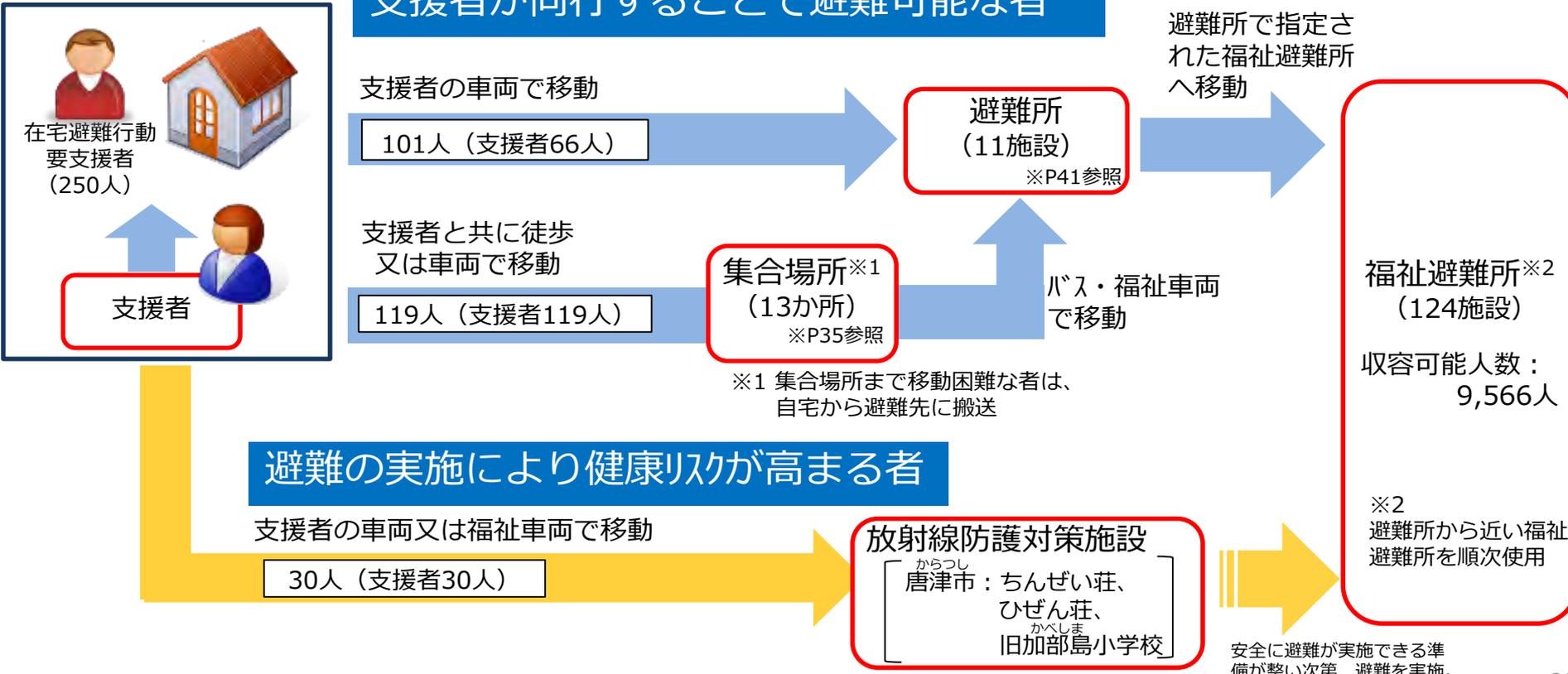
- ※1 佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定
- ※2 避難の実施により健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避
- ※3 安全に避難が実施できる準備が整い次第、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※4 避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※5 福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された福祉避難所へ移動

- 玄海町では、在宅の避難行動要支援者355人のうち136人は支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共に集合場所等から、佐賀県又は玄海町が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。



- 唐津市では、在宅の避難行動要支援者250人のうち215人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防団員等の協力により避難できる体制を整備。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両や、佐賀県又は唐津市が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。

支援者が同行することで避難可能な者



➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数1,112人について、バス24台、福祉車両10台(車椅子仕様10台)。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
保育所の幼児等を避難先施設に輸送	91人 (児童等73人+職員18人) (1か所)	2台 (児童等73人+職員18人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。 【資料P26参照】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	150人 (入所者102人+職員48人) (6か所)	3台 (入所者92人+職員38人)	0台	3台 (入所者10人+職員10人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の入所者等と4人の職員の搬送を想定 【資料P27参照】
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	477人 (要支援者347人+支援者130人)	10台 (要支援者329人+支援者112人)	0台	5台 (要支援者18人+支援者18人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P28参照】
在宅の避難行動要支援者について、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	14人 (要支援者8人+支援者6人)	0台	0台	2台 (要支援者8人+支援者6人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P28参照】
妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者を避難先施設に輸送	380人	9台 (380人)	0台	0台	
<b>合計</b>	<b>1,112人</b>	<b>24台</b>	<b>0台</b>	<b>10台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値  
 ※2 バスは1台あたり46人の乗車を想定  
 ※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避(放射線防護対策施設から移動する場合には、別途移動手段の確保が必要)

- 施設敷地緊急事態発生時には、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、<sup>げんかいちょう</sup>玄海町、社会福祉施設、九州電力等が配備する車両のほか、佐賀県が「災害時における緊急輸送に関する協定」※1に基づきPAZ内市町のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 最大必要車両台数		24台 1,042人分(対象者874人 +支援者等168人)	-	10台 70人分(対象者36人+ 支援者等34人)	【資料P30参照】
(B) 車両確保台数		計24台以上	-	計10台以上	
確保先	<sup>げんかいちょう</sup> 玄海町、社会福祉施設等 が保有する車両	1台 24人分(対象者12人 +支援者等12人)	-	9台 28人分(対象者14人 +支援者等14人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり1人の対象者とその支援者等の搬送を想定した車両が4台、2人の対象者とその支援者等の搬送を想定した車両が5台
	PAZ内市町のバス会社が 保有する車両	23台以上 1,018人分(対象者862人 +支援者等156人)	-	-	PAZ内市町のバス会社が保有する車両総数 194台
	九州電力が配備する車両	-	-	6台以上 42人分(対象者22人 +支援者等20人)	九州電力が近隣事業所等に車両を配備 【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の対象者とその支援者等の搬送を想定

※1 佐賀県と一般社団法人佐賀県バスター協会(協力事業者26社)が、平成29年6月6日に締結

※2 バスについて、玄海町、社会福祉施設等が保有する車両は1台あたり24人、PAZ内市町のバス会社が保有する車両は1台あたり46人の乗車を想定

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数1,494人について、バス40台、福祉車両14台(車椅子仕様14台)。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等を避難先施設に輸送	439人 (児童等374人+職員65人) (4か所)	10台 (児童等374人+職員65人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。 【資料P26参照】
社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	192人 (入所者97人+職員95人) (2か所)	5台 (入所者97人+職員95人)	0台	0台	【資料P27参照】
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	238人 (要支援者119人+支援者119人)	7台 (要支援者97人+支援者97人)	0台	6台 (要支援者22人+支援者22人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P29参照】
在宅の避難行動要支援者について、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	60人 (要支援者30人+支援者30人)	0台	0台	8台 (要支援者30人+支援者30人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P29参照】
妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者を避難先施設に輸送	565人	18台 (565人)	0台	0台	
<b>合計</b>	<b>1,494人</b>	<b>40台</b>	<b>0台</b>	<b>14台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは、地域特性を踏まえ、3種類の乗車人数(大型バス:46人乗り、中型バス:35人乗り、小型バス:20人乗り)を想定

※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避(放射線防護対策施設から移動する場合には、別途移動手段の確保が必要)

- 施設敷地緊急事態発生時には、学校・保育所、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、  
からつし唐津市、社会福祉施設、九州電力等が配備する車両のほか、佐賀県が「災害時における緊急輸送に関する協定」※<sup>1</sup>に基づきPAZ内市町のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス※ <sup>2</sup>	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 最大必要車両台数		40台 1,390人分(対象者1,133人 +支援者等257人)	-	14台 104人分(対象者52人 +支援者等52人)	【資料P32参照】
(B) 車両確保台数		計40台以上	-	計14台以上	
確保先	<small>からつし</small> 唐津市、社会福祉施設等 が保有する車両	-	-	19台 44人分(対象者22人 +支援者等22人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり1人の対象者とその支援者等 の搬送を想定した車両が16台、2人の 対象者とその支援者等の搬送を想定し た車両が3台
	PAZ内市町のバス会社が 保有する車両	40台以上 1,390人分(対象者1,133人 +支援者等257人)	-	-	PAZ内市町のバス会社が保有する車両 総数194台
	九州電力が配備する車 両	-	-	5台※ <sup>3</sup> 60人分(対象者30人 +支援者等30人)	九州電力が近隣事業所等に車両を配備 【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の対象者とその支援者等 の搬送を想定

※<sup>1</sup> 佐賀県と一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会(協力事業者26社)が、平成29年6月6日に締結

※<sup>2</sup> バスは、地域特性を踏まえ、3種類の乗車人数(大型バス:46人乗り、中型バス:35人乗り、小型バス:20人乗り)を想定

※<sup>3</sup> 福祉車両(車椅子仕様)計5台は、屋内退避施設までピストン輸送での搬送を想定

※<sup>4</sup> 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に  
 応じ支援を実施

# 玄海町における施設敷地緊急事態でのバス順路等

- げんかいちょう  
➤ 玄海町におけるPAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態でバス集合場所からバスにより避難する者は合計821人。
- げんかいちょう  
➤ 玄海町では、15箇所のバス集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集まり避難を実施。



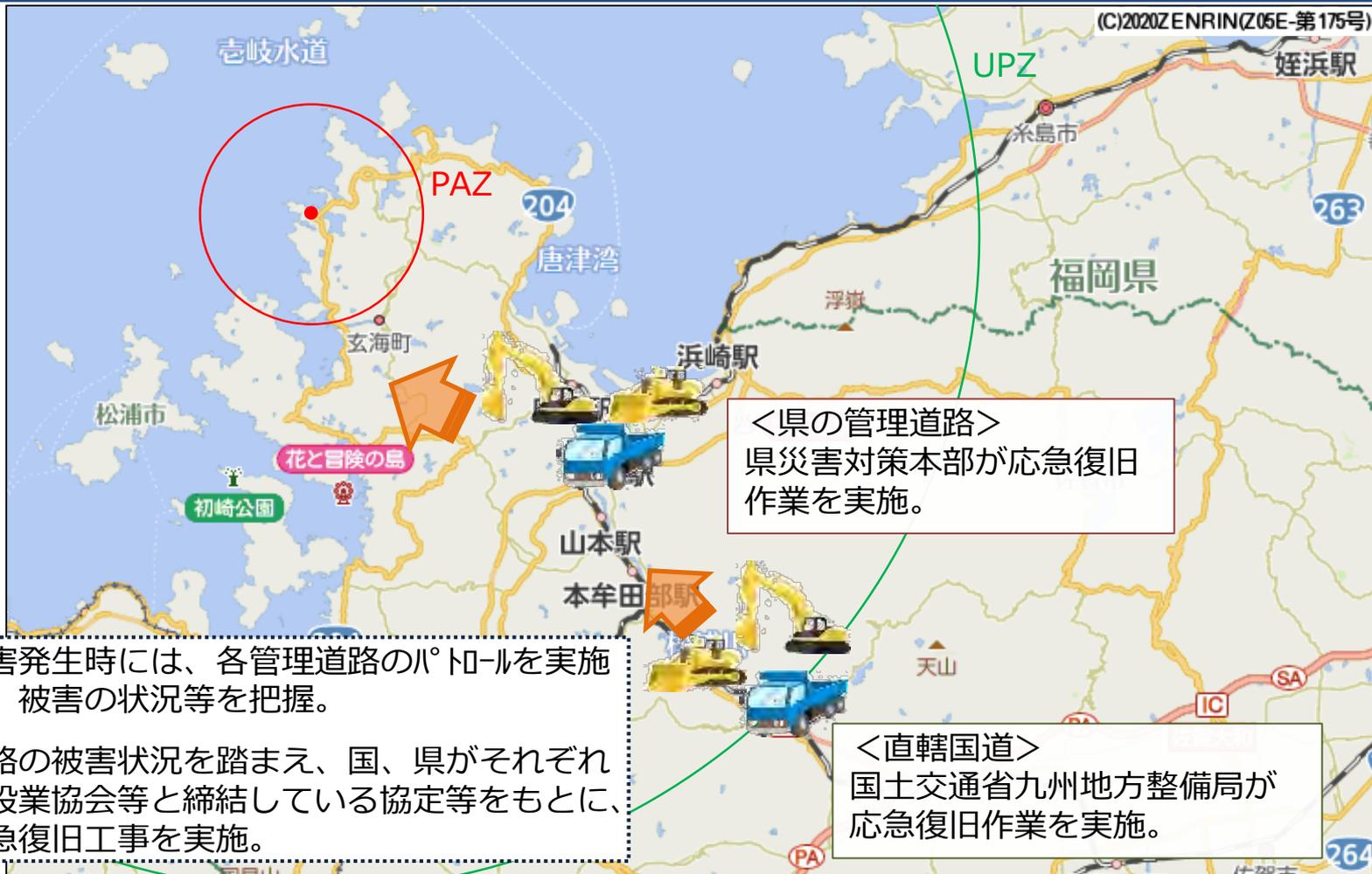


# 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(6施設)で屋内退避を実施。
- これら6施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者を約1,300人を収容可能。
- 放射線防護対策施設では、約1,300人がおよそ3日を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備。



- 避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用出来ない場合は、佐賀県、げんかいちょう玄海町及びからつし唐津市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道については、国土交通省九州地方整備局が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

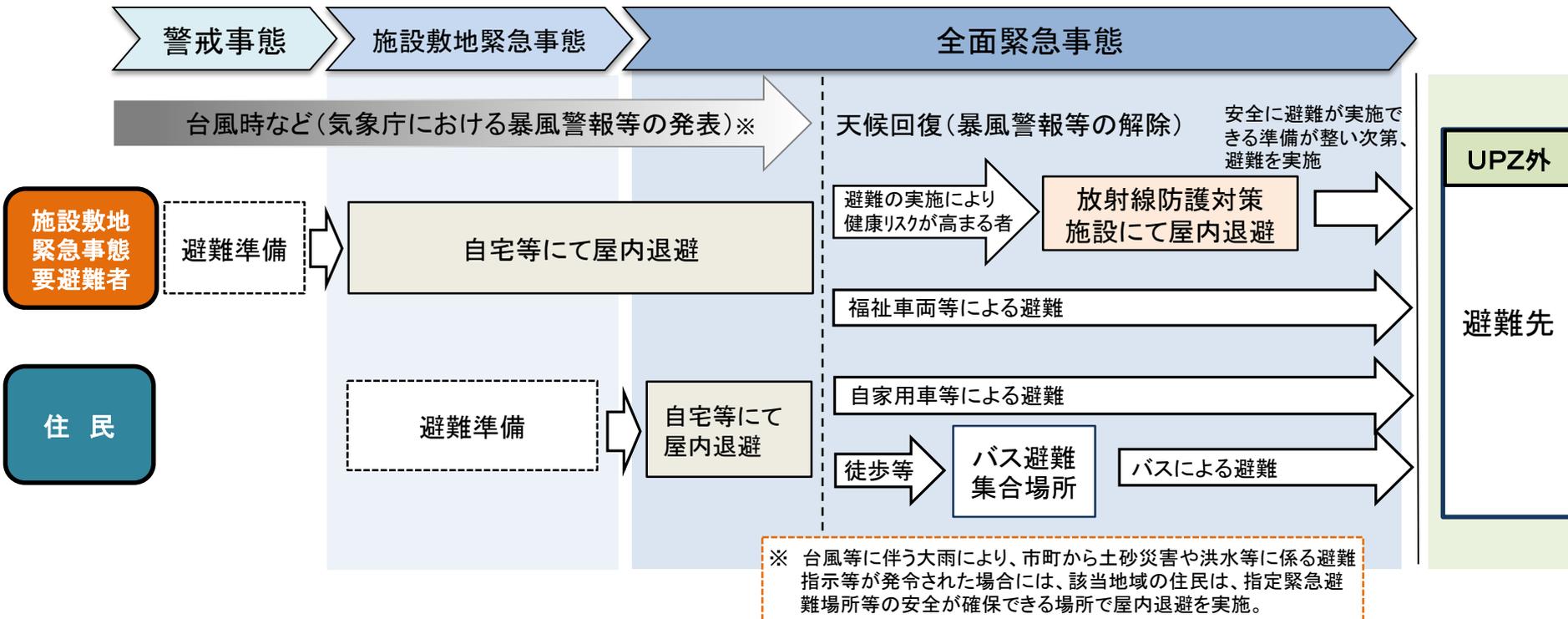


- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握。
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施。

# 台風時などにおけるPAZ内の防護措置

- 台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び佐賀県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

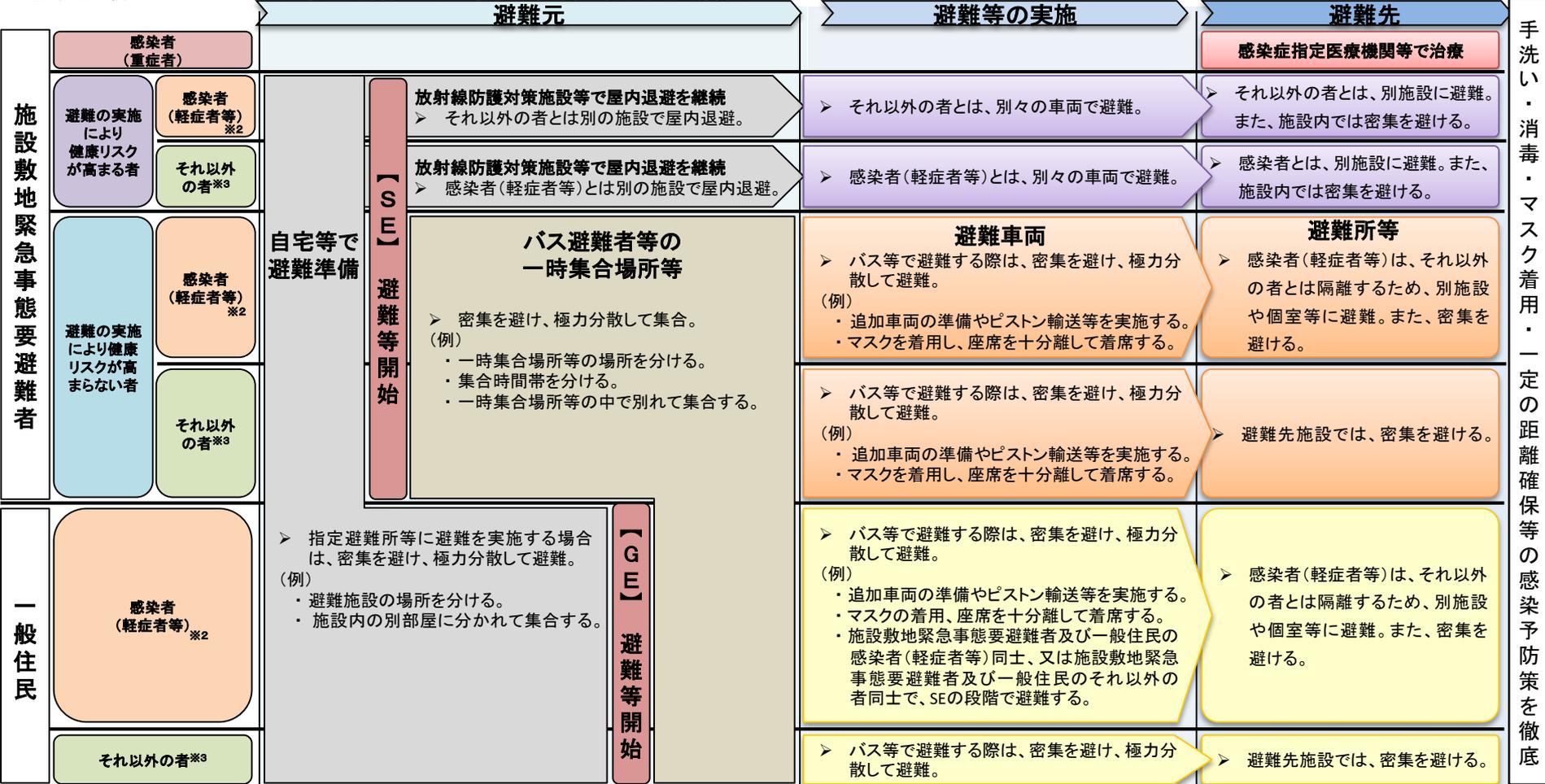
## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



# 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難等の各種防護措置と感染防止対策を可能な限り両立させる。ただし、災害時には差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。
- 感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## ＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。